

【参考】

昨年度も同様の事業を実施

昨年度事業：介護保険円滑化サポート事業（介護支援専門員のIT支援）

1 目的

現在の介護支援専門員は、その業務が多岐にわたり、事務処理に多くの時間がさかれているため、ケアプラン作成業務やサービス担当者会議等に支障をきたしている。

そこで、介護支援専門員がパソコンの活用により、事務を効率的に処理し、さらに、インターネットを通じて、情報収集や情報交換を行う必要が生じている。このような情報処理能力を向上させることにより、介護支援専門員の負担の軽減を図り、様々な介護サービス情報の収集により、利用者のサービスの選択肢を広げる。

これにより、利用者のサービス利用の利便性の向上を図る。

2 介護支援専門員のパソコン操作習熟度の現状（平成13年8月アンケート調査）

アンケート結果は、次のとおりである。

パソコン使用暦は、3年以内の者が約8割を占め、介護保険制度の開始により、パソコンを使用したと思われる。そのためか、マウス操作に不自由さを感じる者は約5割、文字の入力に苦勞する者は約7割、表計算で苦勞する者は約9割になる。ネットワークは約8割が職場で活用していない。また、自分のパソコン操作は約8割が初級以下と思っている。

3 事業内容

パソコン・インターネット操作に詳しい者をIT相談員（通称：ケアマネPCアドバイザー）として雇用し、各健康福祉センター（10カ所）に配置する。

(1) IT相談員の活動期間

平成13年9月中旬～平成14年1月末日

(2) 指導・助言内容

居宅介護支援事業所等への訪問により、また、各健康福祉センターや各種IT研修会で、介護支援専門員にパソコン操作の指導・助言を行う。

- ・ 給付管理関係ソフトの操作方法
- ・ WAMNETやインターネットからの情報収集や情報交換（Eメール）方法
- ・ ワード、エクセル等の基本的なソフトの操作方法
- ・ パソコンの基本的操作方法

4 実績

(1) のべ指導人数

1,600人

(2) 指導内容別

内容	エクセル	ワード	基礎	WAMNET	インターネット	Eメール	給付管理
割合	43%	41%	31%	28%	14%	12%	11%

(3) 指導結果

- ・ 国保連合会への電送率・WAMNETへの加入率アップ
- ・ 指導後のパソコン操作習熟度の状況（平成14年2月アンケート調査）
アンケート結果は、次のとおりである。
各ソフトの操作では、全くできなかった者がおおむねできるようになった。
特にWAMNETやインターネットの活用ができる者が6割を超えた。
また、約9割が、仕事に役立っていると回答。

ケアマネジャーの皆さんへ

静岡県では...

パソコン

操作向上の
お手伝いをしています

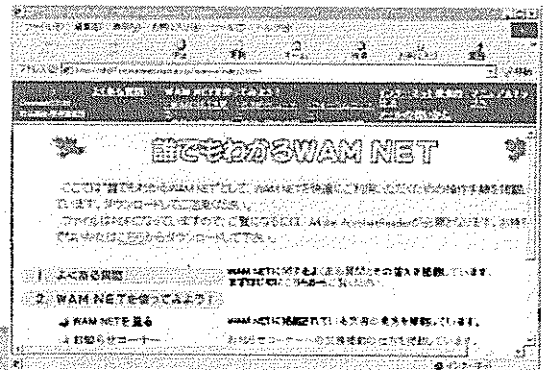


県では、ケアマネジャーへのパソコン操作支援を昨年度に引き続き、来年2月末まで実施しています。各健康福祉センターに配置されたIT指導員が、事業所からの要望に応じて、無料で、パソコンの基本操作や、インターネット・メールの活用方法などを訪問指導します。

なお、ワムネットを利用した情報の受発信の向上も積極的に進めていますので、この機会を是非ご利用ください。

ワムネットを利用していますか...?

WAM NET



WAM NETは社会福祉・医療事業団が運営している、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

WAMNET の指導をはじめ、下記の内容（相談により）を指導・助言いたします。

- インターネットやメールの操作指導
- パソコンの基本操作指導
- 各ソフト（WORD、EXCEL等）の操作指導
（パソコンネットワーク上でのケアカンファレンス開催についてもご相談をお受けしております。）

○お問合せ、お申込みは、もよりの静岡県健康福祉センターへ

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	兵庫県
-------	-----

記入者所属	県民生活部福祉局介護保険課	氏名	井上
TEL	078-362-9125	FAX	078-362-9470
E-mail	ruri_inoue@pref.hyogo.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	介護保険サービスの評価
取り組み開始(予定)時期	平成14年4月 ~
<p>(概要)</p> <p>介護保険サービスの質の向上を図り、利用者のサービス選択に資するため、平成13年度に策定した介護保険サービスの自己評価基準による情報の公開を進めるとともに、第三者評価のモデル事業を実施し、評価基準の妥当性及び評価の方法等について検証を行う。</p> <p>(1) 自己評価結果の公表</p> <p>県の策定した「介護保険サービス自己評価基準」による自己評価及びインターネットによる事業所の情報提供システム(「もっと知りたい!介護保険サービス事業所の情報」(H14.4開設))を活用した積極的な公表を推進する。</p> <p>・WAM NETの兵庫県ページから情報入手可能。(http://www.wam.go.jp/hyogo/)</p> <p>①対象情報提供サービス …13サービス</p> <p>(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)</p> <p>②公開情報 …項目の数や内容はサービスの種類により異なる</p> <p>○基本情報・特色ある取組</p> <p>住所、電話番号、サービス提供内容(利用時間、男女別職員数、入浴回数等) ひとことアピール など</p> <p>○自己評価情報</p> <p>県が策定した「自己評価基準」による評価結果</p> <p>(2) 第三者評価モデル事業について</p> <p>独立性の高い第三者による「公正・中立」そして「客観的」な評価のために、平成13年度に策定した自己評価基準をもとに、評価基準や評価方法等の検証を行うため、第三者評価のモデル事業を実施する。</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

- ①モデル事業対象サービス …12サービス
(訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、短期入所生活
介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設)
- ②モデル事業対象事業所 …24事業所(12サービス×2事業所)
- ③実施主体 …(社福)兵庫県社会福祉協議会

(都道府県用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	和歌山県
-------	------

記入者所属	長寿社会推進課	氏名	井関 謙志
TEL	073-441-2527	FAX	073-441-2441
E-mail			

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	おたすけ介護ネットの整備によるケアマネージャーの支援
取り組み開始(予定)時期	平成13年4月～
<p>(概要)</p> <p>介護保険においては、サービスを選択できることが特徴とされていますが、実際には、高齢者と事業所との間に圧倒的な情報格差や、高齢者側に「事業所を変えたりしたら事業所に悪い」といった遠慮があって、本当の意味で「利用者が選択している」とはいえない状況にあります。</p> <p>利用者のサービス選択を助けるため、インターネットを活用した利用者本位の介護サービス情報システムを構築しました。</p> <p>(特徴)</p> <ul style="list-style-type: none">・例えば、デイサービスのプログラムの内容(カラオケ、合唱、陶芸、リハビリ)や利用時間(時間延長の有無等)など利用者が介護保険を利用する際に考慮する要素を介護サービス事業所ごとに知ることができます。・利用者が抱えている問題に対応する事業所を検索できるコーナーや各事業所が最も自信を持っているサービス内容を紹介するコーナーがあります。 <p>誰でも操作しやすい画面デザインとなっています。</p> <p>(期待できる効果)</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険利用者自身や家族が、サービスの内容等情報を比較検討してサービスを選択することができます。・このシステムをケアマネージャーが使うことにより、利用者宅を訪問した際、利用者やその家族の前で介護サービスの紹介をしたり、ケアプランを作成することが容易になります。 <p>(平成14年度)</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者負担料金計算機能を付加することになっています。・これにより、ケアマネージャーが利用者宅においても、料金を含めた具体的なプランを提示できるようになります。	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	広島県
-------	-----

記入者所属	介護保険指導室 保険者指導グループ	氏名	栃木 正彦
TEL	082-513-3207 (ダイヤルイン)	FAX	082-502-8744
E-mail	TOB34A01@wamnet.wam.go.jp		

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	居宅サービスサテライト事業所設置
取り組み開始(予定)時期	平成14年4月～(平成14年度新規事業)

(概要)

介護保険の広域化地域内におけるサービス提供基盤の地域格差を是正し、誰もが身近で居宅サービスを等しく利用できる体制づくりを支援するため、既存のサービス事業所のサテライトを基盤の脆弱な地区に誘致する経費に対して助成する。

対象経費	市町村等が居宅サービス事業所に対して行ったサテライトの立上げ支援 ・事務用品の購入経費(机, 更衣ロッカー, 道具保管庫等) ・雇用従業者(非常勤)の就業研修の経費等
限度額等	限度額: 1,000千円/サテライト1カ所
補助率	2/3
事業の実施主体	市町村等(市町村, 一部事業組合, 広域連合)

<サテライトの定義>

事業所の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、サテライトは、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、一定の要件を満たすものについて、居宅サービス事業所(本所)と一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定するものである。

<サテライトのメリット>

・少ない投資で設置しやすい ・ニーズに応じた弾力的な運営が可能 など



ニーズが少なく経営効率が悪いことや、広い地域に住宅が点在し稼働効率が悪いなどの理由から事業所の新設が困難な地域での居宅サービスの基盤整備に効果的。

※サテライトの定義、概念図、メリットの詳細については別紙参照。

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

居宅サービス事業所のサテライトについて

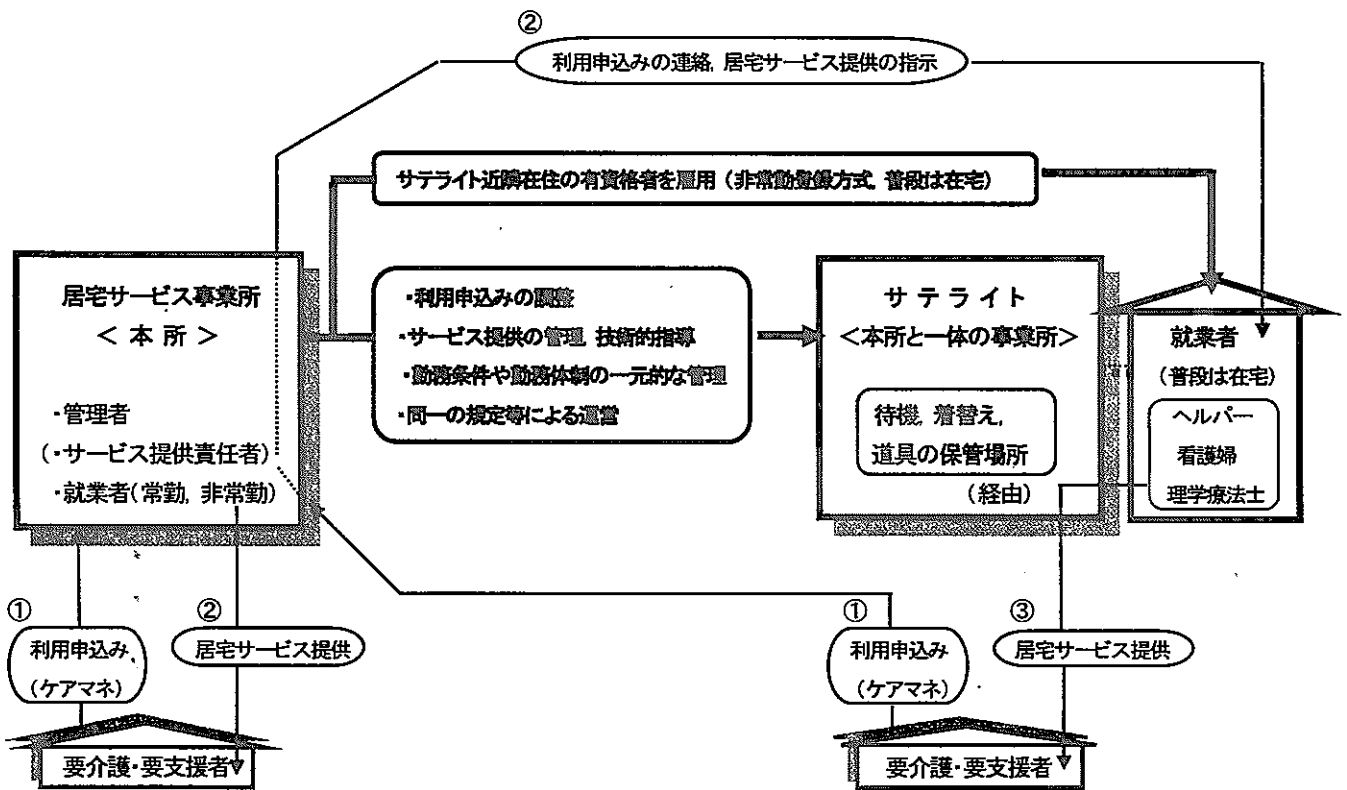
<サテライトの定義>

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。
- ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができること。
- ④ 事業の目的や運営指針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規定が定められていること。
- ⑤ 人事、給与、福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

～ 厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の取扱い通知から ～

<サテライト概念図>



<サテライトのメリット>

- ・ 待機や着替え、道具の保管場所を確保すればよい。
- ・ 従業者は常駐の必要がない。(非常勤1名からの設置が可能)
- ・ 近隣地域に限った運営が可能である。
- ・ 体制の整った本体事業所の責任と管理の下に運営される。

- どのような地域でも少ない投資で設置しやすい。
- ニーズに応じた弾力的な運営ができる。
- 訪問等に要する時間や経費のロスがない。
- 従業者、利用者ともに安心感

◆ ニーズが少なく経営効率が悪いことや、広い地域に住宅が点在し稼働効率が悪いなどの理由から民間事業者が参入しにくい中山間地域における居宅サービスの提供基盤の整備に効果的である。

◆ サテライトを広域的に展開すれば、拠点となる事業所(施設)がない地域においても居宅サービスの向上が図れる。

2) 市町村が実施する「在宅介護サービスを充実させるための取り組み事例等」について

<事例>

ア 特色あるサービス

- 高齢者パワーリハビリテーション推進事業・・・・・・・・川崎市（神奈川県）
- お試しホームヘルプサービス・・・・・・・・相良町（静岡県）
- 中間的ケアの実施・・・・・・・・阿蘇町（熊本県）
- 高齢者メールサービス・・・・・・・・台東区（東京都）
- 介護保険情報インターネット検索システム「かすがい・かいごねっと」
・・・・・・・・春日井市（愛知県）
- ささやまケアネット（ゆとりと安心のネットワーク）の開設
・・・・・・・・篠山市（兵庫県）
- 町営有線テレビを利用した介護保険制度の啓発・・・・・・・・滝野町（兵庫県）

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	神奈川県	市町村名	川崎市
-------	------	------	-----

記入者所属	健康福祉局高齢者計画課	氏名	福芝 康祐
TEL	044-200-2652	FAX	044-200-3926
E-mail	35kokei@city.Kawasaki.jp		

人口 (平成14年4月1日現在)	1,269,979 人
高齢化率 (平成14年4月1日現在)	13.16%

(地理的特色等)

川崎市は、神奈川県東北端に位置し、北は多摩川を境として東京都に、南は横浜市に隣接し、西に多摩丘陵をひかえ、東を東京湾に臨んでいる。

本市の地形は多摩川に沿い、多摩川の三角州上流域に、東西に長く(最長33.13km)、南北に狭い(最短1.22km)という「うなぎの寝床」との形容される極めて特異な地形を有するに至った。

また、高度は北部の一部丘陵を除けば、起伏が少なく、神奈川県下でも比較的平坦な地域となっている。

本市の地理的特異性により、市域は臨海部、内陸部、丘陵部と性格的に異なる3地域に区分されている。すなわち、臨海部は重化学工業を中心とした工場群と事務所をかかえ、我が国の代表的産業が集中し、内陸部は、住宅や事業所が密集しており、北西部の丘陵地帯は急激な宅地化が進み、東京のベッドタウン化が顕著になっている。

このように、本市は、地形及びその内容のうえからも、性格的に異なった地域の結合からなっており、こうした特性は、市民意識の醸成や市域の一体性の強化を図る上で、多くの課題を生じさせている。

1. 在宅介護サービスの充実にに向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	高齢者パワーリハビリテーション推進事業
取り組み開始（予定）時期	平成14年6月～
<p>(概要)</p> <p>高齢者を中心とする市民が要介護状態に陥らないように、また、状態が悪化することのないようにするための予防活動や健康づくり活動を促進し、より健康的な生活を獲得するよう支援するため、高齢者パワーリハビリテーション事業及びパワーリハビリテーション支援事業を推進する。</p> <p>I 高齢者パワーリハビリテーション事業（平成14年度事業）</p> <p>1 目的 高齢者が要介護状態等となっても、住み慣れた地域で、より活動的な生活が実現できるよう、医師、看護職、理学療法士、運動指導員等の指導のもとで、高齢者パワーリハビリテーション事業を実施し、高齢者の日常生活動作の改善及び運動習慣の定着化を図る。</p> <p>2 対象者 (1) 虚弱傾向（要介護認定において「非該当」「要支援」「要介護1」「要介護2」と判定されたことを基準とする）のある概ね65歳～74歳の方 (2) パワーリハビリテーションのトレーニングを行う上で、身体的に支障のない方（かかりつけの医師の診断書を求める場合あり） (3) 週2回程度、通所が可能な方（送迎サービスなし）</p> <p>3 事業内容（平成14年度） (1) 定員：各コース概ね20人 (2) 期間：週2回 延21回 年間3コース実施（現在、第1期のコースを実施中） (3) 場所：(財)川崎市保健衛生事業団 健康・検診センター 他 (4) 内容：マシンを使ったトレーニング（1回60分～90分、6機種を用いてそれぞれ10回×3セット実施） (5) 利用料：無料（運動着、運動靴、タオルは各自持参）</p> <p>4 スタッフ ア 健康管理医：参加者の健康管理、トレーニング可否の判断 イ 保健師・看護師：連絡調整、メディカルチェック、健康相談、事後フォロー、救急対応 ウ 理学療法士：マシン負荷設定、運動体力テスト指導、疼痛管理など エ 健康運動指導士：マシン技術指導、トレーニング指導、ストレッチ指導など オ トレーニング補助者（ボランティア）：声かけと誘導、お茶入れ、マシンの記録など</p> <p>5 事業費 平成14年度事業費 3,000千円（マシンリース料、スタッフへの謝金、事務費等）</p> <p>6 実施方法 (財)川崎市保健衛生事業団等に委託して実施する。</p>	

(今後の展開 15年度以降)

Ⅱ パワーリハビリテーション支援事業

1 目的

市内の地域拠点において地域版パワーリハビリテーション事業を実施するとともに、その技術的支援、事業従事スタッフの研修、介護予防の普及等を実施し、高齢者の介護予防、健康づくり、自立支援を図る。

2 事業内容

(1) 地域版パワーリハビリテーションの実施

高齢者パワーリハビリテーション事業内容のうち、マシンの台数を少なくし、実施するとともに、家庭や、地域で実施可能な、マシンを使用しないプログラムにより実施する。

対象者についても、比較的元気な高齢者も含める。

(2) 地域版パワーリハビリテーションの技術支援

地域版パワーリハビリテーション利用者について、トレーニングの精度管理を行うとともに、フォローアップ指導を実施する。

(3) パワーリハビリテーション事業従事者の研修

従事者に対する必要な研修を実施する。

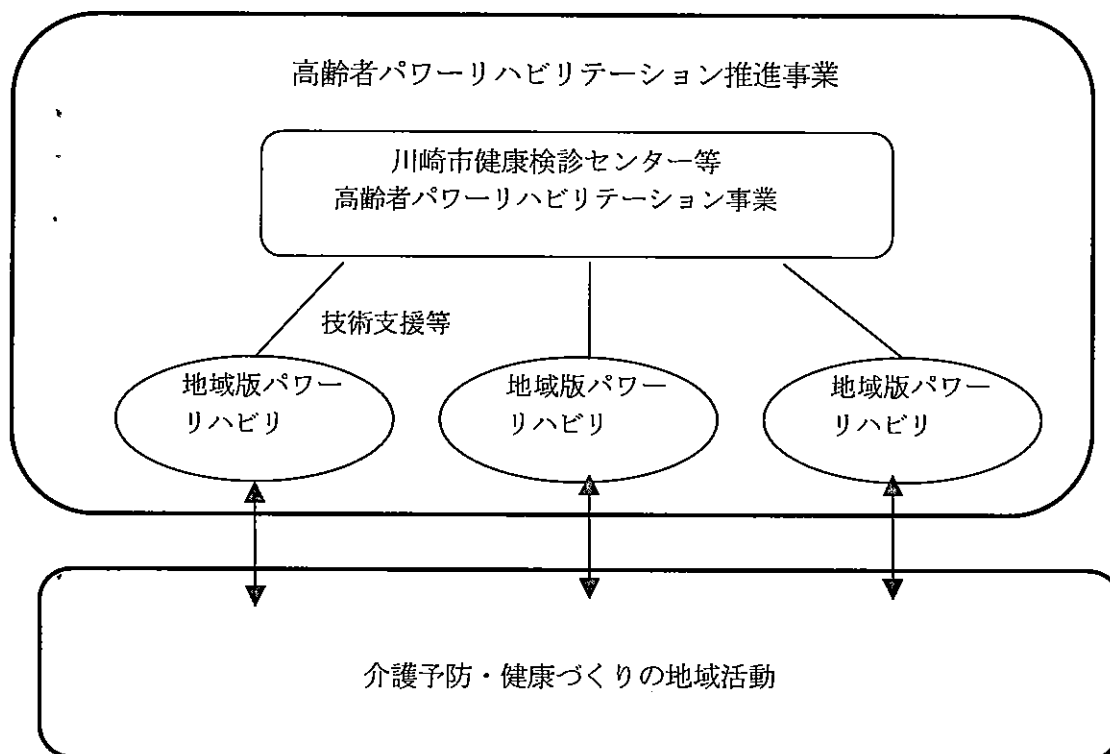
(4) パワーリハビリテーションの普及

パワーリハビリテーションの普及事業を行う。

3 実施方法

(財)川崎市保健衛生事業団等に委託して実施する。

高齢者パワーリハビリテーション推進事業のイメージ



※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料(要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他)があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

川崎市においては、介護保険のサービスと併せて、市の独自施策として、ふれあい型デイサービス等の自立支援事業、紙おむつの支給等の介護支援事業、住宅改造助成費助成等の介護特別強化支援事業などを実施してきたが、介護予防のメニューは、それぞれの事業の中で取り組まれてきており、これと言った決め手がなく、より効果的な予防事業が求められていた。

特に、介護予防事業を展開していく上で重要なことは、その効果（運動能力の向上、介護費用・医療費等の削減）がどれだけ上がっているかという検証であり、パワーリハビリテーションは、他の手法に比べて、その有効性が期待されるため、モデル事業として実施することとなった。

3. 期待される効果等

1 高齢者の状態変化

パワーリハビリテーションのマシンは何らかの障害や体の痛み、虚弱などの人に使える医療用に関与されたものであり、次のような効果が期待できる。

- ・「足腰が軽くなる」といった実感がトレーニングの継続意欲を引き出し、さらに日常生活の活動性の改善、向上といった行動変容をもたらす。
- ・脳卒中、パーキンソン病、骨折後の筋・関節障害などの器質的障害にはこだわらない。
- ・痴呆例の多くに効果が期待される。

2 介護費用の削減

13年度に、川崎市保健衛生事業団が試行的に実施した事業では、暫定要介護度において、要介護2の方4名のうち3名が要支援、1名が要介護1、要介護1の方が自立と推定された。

これらの方々が介護保険の給付限度額全額を利用していると仮定して試算すると、年間で、700万円以上の介護費用の削減が見込まれることとなる。

今後、パワーリハビリテーションを全市展開していく中では、その削減効果は著しいものと予測される。

(市町村用)

在宅サービスを充実させるための取り組み事例等調査票

都道府県名	静岡県	市町村名	相良町
-------	-----	------	-----

記入者所属	高齢者支援課介護保険係	氏名	杉村明彦
TEL	0548-53-2612	FAX	0548-53-2889
E-mail			

人口(平成14年4月1日現在)	27,478人
高齢化率(平成14年4月1日現在)	21.7%

(地理的特色等)

本町は、静岡県の南西部に位置し、その広がりには南北16.8km、東西8.4km、面積58.05km²で、牧之原大地とその縁辺に広がる丘陵地並びに駿河湾に面する平坦地により構成された細長い地形であり、江戸時代は城下町として栄えた町である。

産業は日本有数の茶の産地と知られる農業をはじめ、漁業、商工業、観光のバランスの取れた町である。また今後、町の北部に位置する東名高速道路牧之原インターチェンジ、隣接地の御前崎港や整備中の静岡空港による、陸・海・空の交通結節点として一層の飛躍を目指している。

1. 在宅介護サービスの充実に向けて取り組んでいる事業等について

事業名等	お試しホームヘルプサービス
取り組み開始（予定）時期	平13年4月～
<p>(概要)</p> <p>相良町では、在宅で介護を受けながら訪問介護の利用のない方に、お試し（無料）で訪問介護を受けることができる事業を実施している。訪問介護の体験利用を通じて、潜在ニーズの掘り起こしを行うことが狙い。</p> <p>事業内容は、①申請により、あらかじめ契約している訪問介護事業者のヘルパーが訪問し、役割等について説明する。 ②話し合いの上、試してみたいサービスを実施する。（最高5回迄） ③最終回にヘルパーがアンケート調査を行う。 ④事業終了後、利用者及び携わったヘルパーの感想等を添えて実績報告書を提出する。</p> <p>経費は、訪問介護1回につき2,780円（最高5回（2週間以内））とし、実施した事業者に交付する。</p>	

※1. 用紙は、適宜追加してください。

※2. 参考となる資料（要綱・事業実績概要・パンフレット・広報・その他）があれば、添付して下さい。

2. 上記の事業を実施することとなった具体的な理由等

介護保険制度が導入され、在宅サービスの利用は全体として伸びてはきているが、短期入所や通所介護に偏り、特に訪問系サービスは伸び悩む状況にあった。

一方で、平成12年度には町内発の施設サービスとして整備された老健施設が満床となり、13年度に開設を予定していた特養には、入所希望者が殺到していった。

町では介護保険導入に当たり「いつまでもこの町でいきいきと暮らす」を基本目標として掲げ、地区説明会も行ってきたが、12年12月に行った「未利用者アンケート調査」からも「自宅で生活していきたい（又は介護していきたい）」と考えている人が多い一方で、「家でみることができるから」「本人が人との交流を嫌うため」「制度やサービスをよく知らないから」という理由でサービス未利用となっている人が多いという結果となった。

町としては少なくとも「食わず嫌いによる」重度化や家族共倒れは防ぎたいとの考えからケアマネ連絡会で協議したところ「訪問系サービスは箱もののように見て理解することが難しいので興味を持ってもらったり理解してもらうのは難しい」との声が上がり、「介護保険の理念である在宅介護の推進については、口やチラシで説明するより、実際に使ってみてもらってその良さを実感してもらうことが必要ではないか」との結論となった。「使うことに踏ん切れないが試しに使ってみるならいいかな？」という気持ちに伝える、簡単に言えば試供品作戦の開始である。

この事業のもう一つの狙いは、ヘルパー自らの資質の向上である。

当初試行は1回だけと考えていたが、訪問介護事業者を集めた会議の中で、「訪問介護を理解してもらってから利用してもらおうべきだ」「何回か行わないとサービスの効果も家族との信頼関係も育たない」との声も上がり、「説明」プラス「利用5回」プラス「利用者アンケート」という今のスタイルになっていった。

これにより、ヘルパー自らが「訪問介護を理解してもらうため説明をすること」や、最大5回まで利用できるという特典を活かして「技術の進歩だけでなく人と人との繋がりから精神的支えとしての役割を実感してもらえること。」また業務終了後に「利用意向調査や体験の感想を聞く」など、ヘルパー自身が励みとなる仕掛けを行った。